郡山市交通教育専門員運用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、交通教育専門員（以下「専門員」という。）の制度運用について必要な事項を定めるものとする。

（任用基準）

第２条　専門員の任用は、おおむね次の基準による。

（１）市内に居住する 18 歳以上 70 歳未満の方。ただし、再任の場合は、おおむね 78 歳までの方。

（２）道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 84 条第３項による普通自動車免許を有している方。

（３）過去３年間、法第 64 条及び第 65 条の違反をしていない方。

（４）市税等を滞納していない方。

（勤務時間）

第３条　基準勤務時間は、1 月につき 20 時間とする。

（制服の着用期間）

第４条　専門員の制服の着用期間は、原則として次のとおりとする。ただし、次の期間内であっても、気候の状況を勘案し、冬服又は夏服のいずれか適切な服装を着用することができるものとする。

（１）冬服は、４月１日から５月 31 日までと 10 月１日から翌年３月 31 日まで

（２）夏服は、６月１日から９月 30 日まで

（研修）

第５条　市長は、専門員の研修を随時、次の事項について行うものとする。

（１）専門員としての心構え

（２）交通安全教育の要領

（３）交通法令及び交通事故の実態と防止策

（４）その他必要と認める知識、技能等

（専門員の心得）

第６条　専門員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）警察官の権限を侵すようなまぎらわしい行為はしないこと。

（２）態度､服装を常に端正に保つとともに、交通法規を遵守し、他の模範となるよう努めること。

（３）常に自己研さんに励み、教育指導能力の向上に努めること。

（４）業務執行は、言動を慎み誠意をもってあたること。

（５）貸与品の適正な管理に努めること。

（専門員にかかる書類の様式）

第７条　専門員について用いる次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによるものとする。

書　類　の　種　類	様　　式
身分証明書	第　１　号　様　式
専門員台帳	第　２　号　様　式
勤務月報	第　３　号　様　式
勤務台帳	第　４　号　様　式
被服及び装備品台帳	第　５　号　様　式

（街頭指導の根拠）

第８条　専門員が行う街頭指導は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第４項の規定によるものとする。

（専門員の効率的運用）

第９条　市長は、専門員の業務執行計画を立てるとともに、関係機関・団体と連絡を密にし、専門員の効果的運用を図るものとする。

附　則

この要綱は、昭和 61 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 23 年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年 10 月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。